

平成24年10月3日



九州地方の豪雨による災害に係る追加の被災中小企業者対策を講じます (セーフティネット保証4号の指定)

経済産業省は、本年7月に発生した九州地方の豪雨による災害の影響を受けている中小企業者への追加の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定しました。

1. 背景・制度概要

本年7月に発生した九州地方の豪雨による災害については、既に、特別相談窓口の設置、激甚災害法に基づく災害関係保証の発動、災害復旧貸付の金利引き下げ等の措置を講じていますが、被害状況調査の進捗を踏まえ、本災害について、セーフティネット保証4号を発動することとしました。

セーフティネット保証4号とは、中小企業信用保険法第2条第4項第4号に基づき、突発的な災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を指定し、指定地域において、売上高等が減少している中小企業者が、一般保証とは別枠（無担保8千万円、最大2億8千万円）の保証（借入額の100%を保証）の利用対象となる制度です。

2. セーフティネット保証4号の指定地域

以下の市町村を、信用保証協会によるセーフティネット保証4号の対象地域として、指定することとしました（平成24年10月12日に官報で告示する予定です）。

➤ 指定地域

福岡県：久留米市、柳川市、八女市、筑後市、嘉麻市、朝倉市、みやま市

熊本県：熊本市、菊池市、阿蘇市、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、
南阿蘇村、五木村、山江村、球磨村

大分県：中津市、日田市、竹田市

➤ 指定期間：平成24年7月3日から平成25年1月11日

3. セーフティネット保証4号の利用対象者

以下の要件のいずれも満たすことについて市町村長の認定を受けた中小企業者が、セーフティネット保証4号の利用対象者となります。

- 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - 本年7月に発生した九州地方の豪雨災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。(※1、※2)
- ※1：最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。
- ※2：認定申請書には、売上高等の減少が本年7月に発生した九州地方の豪雨災害による災害によるものであることを具体的に記述することが必要。

(参考) 本年7月に発生した九州地方の豪雨災害について既に講じている支援措置

(1) 初動措置 (対象：福岡県、大分県及び熊本県の被災中小企業者)

本年7月に発生した九州地方の豪雨災害が発生した直後から、以下の措置を実施。

➤ 特別相談窓口の設置

対象県内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構各支部及び所管経済産業局に、資金繰りや経営上の相談に応じる「特別相談窓口」を設置。

➤ 災害復旧貸付の適用

対象県内の被害を受けた中小企業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、既往の貸付とは「別枠」で融資を行う「災害復旧貸付」を適用。

(災害復旧貸付の制度概要)

- ①資金用途：運転資金又は設備資金
- ②貸付限度額：日本公庫（中小事業1.5億円、国民事業3千万円）
商工中金 1.5億円
- ③貸付金利：基準金利（中小事業1.55%、国民事業2.05%）
（貸付期間5年以内の基準利率（平成24年9月末現在））

➤ 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、対象県内の被災中小企業者の実情に応じて対応。

➤ 小規模企業共済災害時即日貸付の適用

対象県のうち、災害救助法適用市町村の被災小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う「災害時即日貸付」を適用。

(2) 激甚災害指定に伴う追加措置（対象：熊本県阿蘇市）

激甚災害法に基づいて指定された地域の被災中小企業者を対象として、以下の措置を追加実施。

➤ 中小企業信用保険法の特例（災害関係保証）

市町村長等から事業所または主要な事業用資産についての「罹災証明」を受けた対象市町村内の被災中小企業者に対して、一般保証とは「別枠」で債務を保証（借入債務の額の100%を保証）。

	「一般」保証枠	「別枠」保証枠
普通保証	2億円	+2億円
無担保保証	8,000万円	+8,000万円
特別小口保証	1,250万円	+1,250万円

※実施期限：平成25年2月2日まで。

➤ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の延長

対象市町村内の被災中小企業者等に対し、小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を最大2年延長（7年以内→9年以内）。

➤ 災害復旧貸付の金利引下げ

対象市町村内の被災中小企業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が実施中の災害復旧貸付において、貸付金利を引下げ。

(金利引下げ)

貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げ（貸付後3年）

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁金融課長 三浦 章豪

担当者： 呉村、田中

電 話：03-3501-1511（内線5271～5）

03-3501-2876（直通）

中小企業庁経営安定対策室長 大槻 宏実

担当者：成瀬、永野

電 話：03-3501-1511（内線5251～5）

03-3501-2698（直通）